

神戸日西協会会則

(名 称)

第 1 条 この協会は、神戸日西協会 (SOCIEDAD HISPANO-JAPONESA DE KOBE) という。

(事務所)

第 2 条 この協会は、事務所を神戸市内に置く。

(目 的)

第 3 条 この協会は、兵庫県とスペイン国との文化、経済の交流を図り、もって県民の生活と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 兵庫県とスペイン国との文化交流事業
- (2) 兵庫県とスペイン国との経済交流事業
- (3) 前各号のほか、この協会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第 5 条 会員は、この協会の目的に賛同して入会した個人または法人をもって組織する。

(会 費)

第 6 条 会費は、会計年度ごとに、次のとおりとする。

法人会員	年額	30,000 円
賛助会員	年額	5,000 円
通常会員	年額	2,000 円
学生会員		無料

(入 会)

第 7 条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは会長に届け出なければならない。
2 会員が死亡し、または解散したときは、退会したものとみなす。

(役 員)

第 9 条 この協会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	若干名
理 事	40名以内
監 事	2 名

- 2 役員は、総会において選任する。会長は顧問を委嘱することができる。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第10条 会長は、この協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。副会長を2名以上おくときはあらかじめ会長の指名する者がその職務を代行する。
- 3 理事は、協会の事業の執行を補佐する。
- 4 監事は、協会の事業の執行状況並びに会計を監査する。

(任 期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。

第12条 この協会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 1 総会は、会員をもって構成し、議長は会員のなかから選任する。
- 2 理事会は、理事をもって構成し、議長は会長がこれにあたる。

(権 能)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) その他、この協会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (3) 会長の諮問する事項に関すること。

(招 集)

第14条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時、場所を事前に通知しなければならない。

(議 決)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経 費)

第16条 この協会の経費は、会費、寄附金、補助金、その他の収入をもってあてる。

(予算及び決算)

第17条 この協会の予算は、年度開始前に総会の議決により定め、決算は、年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計)

第18条 この協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第20条 この協会を解散しようとするときは、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 残余財産は、総会の議決するところにより処分する。

(雑則)

第21条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この会則は、昭和53年1月20日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、昭和52年度、昭和53年度を通ずる会費は、法人会費50,000円、賛助会費5,000円、通常会費3,000円とする。

3 この協会の設立当初の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立の日から昭和53年3月31日までとする。

附 則

この会則は、昭和57年6月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。